

## 公用車への広告主の募集について

高浜市では、公用車（市が管理する車両）の側面に広告を掲載する「走る広告」を行っています。広告は特殊フィルムにより車体に貼り付けるもので、1台を単位として次の要領で募集します。

### ◇募集期間

平成29年11月20日（月）から平成29年12月12日（火）まで  
ただし、募集期間内に募集台数に達しない場合は、以後、随時募集を行います。

### ◇対象車両、広告の大きさ、広告掲載料など

車 両	募集台数	掲載場所	サイズ（c m） 縦 × 横	広告掲載料 （税込み）
小型貨物自動車 （プロボックス）	2台	両側面	50×50	2,000円/月

※掲載期間 原則として広告掲載の日から1か月単位で、最長1年です。

※広告の取扱については、市と協議の上定めます。

### ◇広告の材質

特殊フィルム（広告の内容を表示したフィルムにより、剥離が可能な素材で貼付するもので、広告撤去の際に車体の塗装の損傷を生じさせないもの）

- ・特殊フィルムの作成、公用車への掲載、撤去作業は、申込者の責任において行っていただきます。※広告掲載料には広告作成の経費等は含みません。

### ◇対象者

事業を営む個人又は法人（会社）、若しくはこれらの連合体、国、地方公共団体、公益法人など

### ◇掲載できない広告

- ・市の公共性、中立性及び品位を損なうおそれがあるもの
- ・人権侵害、差別、名誉毀損となるもの又はそのおそれのあるもの
- ・他人を誹謗、中傷、排斥するもの又はそのおそれのあるもの
- ・政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝にかかるもの
- ・その他掲載することが適当でないと認めるもの

※申込時に広告内容（広告掲載案をA4規格にしたもの）を提出していただきます。

※広告内容に関する一切の責任は広告主に帰属し、市が推奨等するものではありません。

### ◇参考

- ・公用車は月曜日から金曜日の昼間、主に市内を走行します。（公務の都合により、市外に出ることもあります。）
- ・公用車の運行中に広告が自然剥離した場合においても、一切の責任は広告主に帰属します。

#### ◇申込方法

高浜市車両広告掲載申込書（様式第1）に必要事項を記入し、広告掲載案と事業所の概要を添えて、持参又は郵送の方法でお申込みください。

- ①高浜市車両広告掲載申込書
- ②広告掲載案 広告内容（広告見本）をA4規格に縮小したもの
- ③事業所の概要がわかる書類
  - ・パンフレットやホームページに掲載している事業所の概要をプリントしたもの
  - ・パンフレットやホームページを作成していない場合は、事業所名、代表者名、所在地、連絡先を明記したもの

#### ◇選定方法

- ① 募集期間内  
申込みが募集台数を超える場合は、市内業者を優先にして、抽選により決定します。
- ② 募集期間後（随時募集）  
申込み順に決定します。

#### ◇その他

##### ①申込先

###### 【直接持参の場合】

平日（土、日曜日・祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までの間に、行政グループ（市役所2階27番窓口）へ「高浜市車両広告掲載申込書」、「広告掲載案」、「事業所の概要がわかる書類」をご提出ください。

###### 【郵送の場合】上記の書類を

〒444-1398 高浜市青木町四丁目1番地2

高浜市総務部行政グループ 宛

「車両広告掲載申込書在中」と明記してお送りください。

平成29年12月12日（火）午後5時15分到着分までを募集期間内の申込みとします。

##### ②掲載可否の通知

申込受付後、掲載の可否を決定し「高浜市車両広告 掲載・不掲載 決定通知書」で通知します。

##### ③掲載決定後の手続き

- ・掲載決定の通知がとどきましたら、広告（特殊フィルム）を作成し、公用車への掲載にお越しくください。
- ・掲載時に「広告掲載料納付書」をお渡ししますので、指定する期日までに掲載期間の広告掲載料（年度をまたぐ場合は、各年度別の広告掲載料）を一括してお支払ください。

#### ◇問合せ先

高浜市総務部行政グループ

電話番号：0566-52-1111（内線328）

E-mail：gyosei@city.takahama.lg.jp